

## 介護職員処遇改善実績報告書（平成31年度）

(報告先)  
横浜市長

① 算定した介護職員処遇改善加算の区分	○	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	
② 介護職員処遇改善加算による賃金改善実施期間	元 年 7 月 ~ 2 年 6 月						
③ 平成31年度分介護職員処遇改善加算総額	19,467,316 円						
賃金改善所要額(i - ii)	26,644,894 円						
④	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額		120,096,097 円				
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金総額		93,451,203 円				
⑤	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目、支給時期及びその金額について、具体的に記載してください。)		介護職員21名に対して月額で基本給2,956円の増額 介護職員40名に対して月額で職務手当8,916円の増額 介護職員16名に対して月額で役職手当8,854円の増額  1月、6月賞与 15,939,804円を支給 介護職員41名に対してインセンティブ(一時金)1,535,000円を支給				
⑥	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)		438.00 人				
⑦	介護職員1人当たり賃金改善月額(④÷⑥)		60,833 円				
⑧	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)		120,096,097 円				
⑨	介護職員1人当たり賃金月額(⑧÷⑥)		274,192 円				

- ※ ③については、別紙様式3(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑥については、就業規則等において定めている常勤職員の勤務すべき時間数が1週32時間以上の事業所にあつては、当該勤務すべき時間数で常勤換算を行うものとし、1週32時間に満たない事業所にあつては、32時間をもって常勤換算を行うものとする。
- ※ ⑤については、積算の根拠となる資料(参考様式2「平成31年度介護職員処遇改善加算に係る賃金改善所要額内訳書」)を添付すること。
- ※ ③と④を比較し、必ず④が上回らなければならないこと。
- ※ 他の自治体に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ 上記について、虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 22 日

(法人名) 株式会社KoKoRo-iki

(代表者職名・氏名) 代表取締役 稲葉 竜二

印

担当者: 稲葉 竜二

電話番号: 080-4130-6405